

答 申 第 5 号

平成18年8月24日

七尾市長 武 元 文 平 様

七尾市情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 三 林 隆

個人情報の取扱いに関する例外事項について（答申）

平成18年7月19日付けで市長から諮問のあった標記の件について、その理由や必要性等について審査した結果、当審査会の意見を別紙のとおり答申します。

なお、今回適当と認めた諮問事項について、個人情報取扱事務の目的以外の目的のための利用及び提供の禁止の原則を踏まえ、厳格かつ適正な運用に努められるよう要請します。

(別紙)

○目的外の利用・提供制限の例外事項（七尾市個人情報保護条例第7条第1項第(6)号による）
について

イ、 諮問事項①について

諮問のあった事項については公益上の必要が認められるので、提供制限の例外として可とする。

なお、情報の提供を行う場合、〇〇大学に対して、「地域住民を対象とする脳老化関連疾患の前向き調査研究実施計画」6項(1)の趣旨に基づき、少なくとも七尾市から基本健康診査データの提供をうける旨の文書を事前に被験者に提示して説明するなどの適切な措置を講じさせるべきである

事業名	利用・提供する理由
① 調査研究関係 ・七尾市〇〇地区住民を対象とする脳老化関連疾患の前向き調査研究のために、七尾市（健康推進課）が保有する基本健康診査データを、調査研究機関（〇〇大学大学院医学系研究科脳老化・神経病態学）に提供する場合。	・ 公的研究機関において高齢化先進地域における前向き疫学調査を行い、脳老化関連疾患のスクリーニングとその対策を通じて、高齢化社会に対する有効な医学的、公衆衛生学的方策を考案することを目的としており、個人の権利利益を侵害する恐れが少なく、かつ公益性が高い。 ・ 調査研究対象として〇〇地区の60歳以上の者約7割（約2,000人）を見込んでいることや、平成18年度から平成20年度までの継続事業であることから、データ提供時に対象者全員から本人の同意を得ることが困難である。

ロ、 諮問事項②について

諮問のあった事項については、相当な理由があるので可とする。

事業名	利用・提供する理由
② ごみ袋の手数料変更に伴う支援関係 ・可燃ごみ袋の手数料変更（増額） ・可燃ごみ袋の手数料変更（増額）分に相当するごみ袋の支給案内を発送するため、福祉課、子育て支援課、高齢者支援課、市民課の保有する対象世帯データを環境課に提供する場合。	・ ごみ袋の多量使用世帯等である支援対象世帯に対して、手数料の増額分のごみ袋を支給するため、対象世帯のデータを利用する。このために個人の権利利益を侵害する怖れは少なく、かつ公益性が高い。 ・ 市内全域の支給対象者は約2,100人を見込んでおり、乳幼児から高齢者、寝たきり者までと幅広く、対象者全員から同意を得ることが困難である。